# 保育料について

こどもの安全・健康・給食、施設設備の充実などに必要な費用の一部が保護者負担となっています。
0歳児から2歳児（3号認定）の課税世帯のこどもの保育料の料金はP11の表のとおりです。
なお、幼児教育・保育の無償化で、3歳児から5歳児のすべてのこども（1号認定/2号認定）と、0歳児から2歳児（3号認定）の非課税世帯のこどもの保育料は無償化されています。
※保育料とは別に徴収される制服やカバン代、教材代、行事費、保護者会費などは無償化の対象外です。

（1）保育料の減免

２人以上の児童が同時に認可保育所、幼稚園又は認定こども園等に入所している場合は、保育料が減免されます。
母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定するひとり親家庭世帯の方については、保育料が減免される場合があります。
詳しくは、住民課子育て支援係へお尋ねください。

（2）保育料納付方法

認定こども園、地域型保育施設の利用者…園に納付します。納付方法は園にお尋ねください。
認可保育所（私立）の利用者…上峰町に納付します。納付方法は次のいずれかの方法です。

① **納付書**
② **口座振替**（佐賀銀行・佐賀共栄銀行・佐賀県農業協同組合・ゆうちょ銀行）
※口座振替での納付にご協力をお願いします。ゆうちょ銀行の自動払込利用申込書は上峰郵便局、その他の金融機関の口座振替依頼書は住民課にあります。手続きは各金融機関の窓口へお願いいたします。

認可保育所（公立）の利用者…施設の所在地の役場（保育担当）へ納付します。詳細は別に連絡があります。

★こどもに充実した保育環境を提供できるよう、保育料は期限までの納入にご協力をお願いします。

# 給食費について

給食費（食材料費）は、3歳児から5歳児のこども（1号認定/2号認定）は、利用する施設で実費徴収となります。金額や徴収方法は、各施設へ問い合わせください。

食材料費のうち、副食費（おかず・おやつ等）については免除になる場合があります。基本的に保護者（父母）の市町村民税額を合算した額で算定し、P10 別紙の表にあてはめて太枠の**外**に該当したとき、免除となります。

**毎年9月が算定の切り替え時期となるため、免除の該当について年度の途中で変更となることがあります。**

※0歳児から2歳児（3号認定）のこどもは、保育料に副食費が含まれています。

★副食費の徴収免除に該当するときは、毎年 3 月末頃と 8 月末頃に町から「副食費徴収免除のお知らせ」を送付します。

2・3号向け

▼保育料徴収金基準額表（3号認定）

| 階層区分 | 市町村民税所得割課税額 | 利用者負担額（月額） | |
|---|---|---|---|
| | | 標準時間 | 短時間 |
| 第 1 階層 | 生活保護世帯等 | 0 円 | 0 円 |
| 第 2 階層 | 非課税世帯 | 0 円 | 0 円 |
| 第 3 階層 | 均等割課税世帯及び所得割課税額 48,600 円未満 | 19,500 円 | 19,300 円 |
| | うちひとり親世帯等※ | 9,000 円 | 9,000 円 |
| 第 4 階層 | 97,000 円未満 | 27,000 円 | 26,600 円 |
| | うち 77,100 以下のひとり親世帯等※ | 9,000 円 | 9,000 円 |
| 第 5 階層 | 169,000 円未満 | 40,100 円 | 39,500 円 |
| 第 6 階層 | 301,000 円未満 | 51,900 円 | 51,000 円 |
| 第 7 階層 | 397,000 円未満 | 64,000 円 | 62,800 円 |
| 第 8 階層 | 397,000 円以上 | 73,000 円 | 71,400 円 |

※小学校就学前のこどもが 2 人以上のときは、就学前最年長のこどもからカウントして 2 人目は上記表金額の半額、3 人目以降は無料。ただし、57,700 円未満の世帯は、生計を一にするこども（年齢制限なし）について最年長のこどもから順にカウント。

※第 3 階層と第 4 階層のひとり親家庭等にあてはまるときは、2 人目以降が無料となります。

※その他算定方法等は次ページを確認ください。

※年度内に3歳に到達し、3号認定から2号認定に切り替わった場合も、年度内は保育料がかかります。
無償化は翌年度の 4 月から対象です。

▼副食費の徴収/免除（2号認定）

| 階層区分 | 市町村民税所得割課税額 | 第1子 | 第2子 | 第3子以降 |
|---|---|---|---|---|
| 第 1 階層 | 生活保護世帯等 | 免除 | | |
| 第 2 階層 | 非課税世帯 | | | |
| 第 3 階層 | 均等割課税世帯及び所得割課税額 48,600 円未満 | | | |
| 第 4 階層 ① | 77,100 円以下のひとり親世帯 | | | |
| | 57,700 円未満のその他の世帯 | | | |
| 第 4 階層 ② | 57,700 円以上 97,000 円未満 | 徴収 | | 免除 |
| 第 5 階層 | 169,000 円未満 | | | |
| 第 6 階層 | 301,000 円未満 | | | |
| 第 7 階層 | 397,000 円未満 | | | |
| 第 8 階層 | 397,000 円以上 | | | |

※算定方法や条件等は次ページを確認ください。

基本的に保護者（父母）の市町村民税額を合算した額で階層を決定し、

・保育料は「利用年度の4月1日現在のこどもの年齢」「保育の必要量」「多子のカウント」条件

・副食費の免除該当有無は「多子のカウント」条件

をみて決定します。**毎年9月が保育料の切り替え時期となるため、年度の途中で保育料の金額や副食費の免除有無が変更になることがあります。**

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **前年度**の市町村民税額に基づく保育料/副食費免除有無　判定 | | | | | | **当年度**の市町村民税額に基づく保育料/副食費免除有無　判定 | | | | | |

※市町村民税所得割課税額の算出については、寄付金税額控除・住宅借入金（取得）等特別控除・配当控除・外国税控除などの控除前の税額により算出します。

※就労していない方も必ず確定申告又は住民税申告をしてください。

※未申告等により税情報が確認できない場合、保育料が算定できませんので、各年齢の最高額の保育料とすることがあります。

※下記の合算基準に該当する場合、父母の市町村民税額合算額に、同居の扶養義務者の市町村民税額を合算する場合もあります。

次の①～③全てを満たす場合。

① 父母のいずれも算定時年度の市町村民税が非課税

② 父母のいずれも算定時前年中の収入が103万円未満

③ 父母の算定時前年分所得の総額が、同居の扶養義務者の所得より低い

・「父母」はひとり親家庭では、「父」又は「母」となります。

・扶養義務者が複数いる場合は、もっとも所得の高い方が対象となります。

※ひとり親世帯等とは、次の[1]～[3]に該当する世帯をいいます。

[1]母子家庭・父子家庭等のひとり親

[2]障害のある方（児童）の世帯で次のいずれかに該当する世帯

・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

・療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

・特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

[3]その他の世帯

保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯

※多子のカウント方法について（2号）

第 1 階層～第 4 階層①：生計を一にする者に限り年齢制限なし

第 4 階層②～第 8 階層：0 歳～小学校就学前までの子どもの数

・住民基本台帳及び申込書に記入されている子どもの数を基に判定しています。

・保育施設に入園している児童からみて別居の同一生計である兄姉がいる場合には申し出てください。